



新規開業・新事業展開

特産品開発 を応援します！

町内で新たな開業や事業展開にチャレンジする中小企業者に対して経費の一部を助成する事業を行っています。

補助対象事業

- ・新規開業
町内に法人またはその支社、支店等を設置若しくは個人が起業し、新たに事業を開始するもの
- ・新事業展開
従来の事業と異なる事業を新たに行うもの
- ・特産品開発
町の地域資源を活用し、新たに特産品、食事メニュー、サービスを開発するもの

補助対象者

- ・中小企業者（中小企業基本法に定める個人、会社、団体など）
町内に住所を有し（見込みのあるものを含む）、本事業完了後も長期的な事業活動が見込まれると認められる方に限ります。
- ・中小企業団体、特定非営利活動法人及び社会福祉法人、農業者及び農業生産法人
※町税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
※事業計画時に金融機関等に事業内容や経営・資金計画などについて相談、助言を受けることを推奨しています

応募方法及び募集期間

- ・応募方法：募集期間中に事業計画書及び必要書類を提出してください。
※事業内容を審査し、採択されたものに対して補助します
- ・募集期間：令和6年4月25日（木）～6月28日（金）

補助対象経費（例）

事業		経費	
新規開業 ・ 新事業展開	事業費 補助金	設備投資資金	店舗等、機械装置、器具備品
		運転資金	賃借料（店舗等は除く）、広告宣伝費、通信運搬費、外注委託費、旅費、会議費、印刷製本費、消耗品費、水道光熱費、修繕費、管理費、手数料
		人材育成経費	資格取得及び研修等
特産品開発	開発費 補助金	設備費	試作品製作のための機械装置、器具備品
		開発費	専門家謝金、旅費、材料費、消耗品費、水道光熱費、修繕費、通信運搬費、手数料、外注委託費、賃借料(店舗等は除く)
		販売促進費	特産品等のPRのための印刷製本費、広告宣伝費
共通	家賃 補助金	家賃補助金	事業の実施に必要な店舗等の賃借料

補助率及び補助限度額

区分	補助率	補助限度額
事業費補助金	1/2以内	150万円
開発費補助金	1/2以内	150万円
家賃補助金	1/2以内	5万円×12ヶ月

※事業費補助金・開発補助金・家賃補助金を併せて実施する場合の補助上限は200万円になります

留意事項

- ・ **令和7年2月28日までに開業（完成）**することが条件となります。
- ・ 国、北海道及び町の他の補助金（助成金等を含む）が交付される場合は、左記補助金を補助対象経費から控除します。
- ・ 補助対象事業が完了した翌年度から3年間、各年10月1日現在の事業の実施状況の報告が必要です。

ご相談・申込み・お問合せ

上富良野町役場2階 企画商工観光課 商工観光班

☎0167-45-6983